

日本国民の証

～選挙を通して「社会の一員と認められたようだった」～

選挙権は、日本国憲法にもうたわれている国民の権利の一つで、満18歳以上の日本国民であれば得ることができる。また選挙に立候補できる権利である、被選挙権も指定された年齢を満たした日本国民に与えられる権利である。いかなる障害があってもこれらの権利はきちんと守られているのだろうか。

障害者の選挙権

〈戦後〉成人男女に選挙権が認められたが、知的・精神障害や認知症で判断力が不十分な人（禁治産者、成年被後見人）は選挙権がなかった。



2013年

東京地裁の違憲判決を受け、公選法が改正され、一律に選挙権が与えられた。投票に代筆を認める代理投票の要件も「身体」の障害から「心身」に広がった。

選挙における壁

成年後見制度を利用する知的障害者らの選挙権を認める改正公選法が施行され、今年で11年がたつ。権利こそ保証されるようになったが、それを行使する十分な環境は整っているとは言い難いのが現状である。

視覚に障害のある人にとって、選挙公報の点字版や音声版、拡大版などの情報保障が十分ではないという実情がある。

また、知的障害者への投票支援は、国が詳細な運用指針を示していないため、自治体ごとの差が大きいとされる。

〈例〉 本人確認：名前を呼ばれて返事があれば良いとするケース

生年月日や住所まで求めるケース

※投票所に持ち込めるメモの範囲も、どこまで認めるかは各選挙管理委員会の裁量に委ねられている。

○先進地として・・・東京都狛江市

「障害があるからといって投票が正しいか他人に心配される必要はない。決めたこと

が正しいという前提で支援することが大切」という考えに基づき支援を行う。

〈支援例〉

投票所での対応	狛江市では・・・
本人確認	名前や生年月日を言えなくても障害者手帳などの提示でOK
付き添い	不安なら投票所内に同行し、記載するときに後ろ手で手つなぎもOK
投票の意思確認	指さしやまばたきなどで意思表示が2度確認できればOK
メモの持ち込み	各候補者名のカード、写真付き選挙公報の切り抜きや候補者名のメモもOK
投票中にパニック	休憩スポットや閲覧用の選挙公報を準備。再入場もOK

障害者の投票支援に力を入れている狛江市が全国で初めて障害のある人の投票率を調査した（2023年春に行われた統一地方選挙にて）。

障害がある人の投票率は **46.9%**

〈障害別の投票率〉

精神障害のある人 50.4%

身体障害のある人 47.5%

知的障害のある人 37.7%

等級が4度の人 46.9%

3度の人 36.1%

2度の人 18.9%

1度の人 6.6%

（等級は4度が最も軽く、1度が最も重い）

投票率のデータから障害者の中でも、知的障害者の重度の人の投票率が極めて低いことがわかる。

さいごに

今回、障害者の選挙権・投票について調べる中で印象に残った言葉がある。重度知的障害を持つお子さんが一票を投じる姿を見て「社会の一員と認められたようだった」と語ったお母さんの言葉だ。障害を持っていようと日本国民に変わりなく、日本国民の一員として日本の政治に参加することは可能である。知的障害があったとしても、その一票に込めた意思は否定すべきものではなく他と変わらない大切な一票として扱われるべきであると感じた。

参考 Web サイト

NHK 福祉サイトハートネット [障害のある人の投票する権利と選挙の「壁」を考える](#) -

[記事 | NHK ハートネット](#)

NHK みんなの選挙初の“障害者の投票率の調査”見えた課題と必要な支援は [東京・狛](#)

[江 みんなの選挙 障害者が投票に参加しやすく NHK](#)

東京新聞知的障害者の投票にいまだ残る「壁」 各自治体で対応バラバラ [東京・狛](#)

[江の先進的な取り組みとは：東京新聞 TOKYO Web \(tokyo-np.co.jp\)](#)

総務省 [総務省 | 障害のある方に対する投票所での対応例について \(soumu.go.jp\)](#)